

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 市民生活部（各総合支所管内における行政機関）
飯野体育研修センター、追波川河川運動公園及び追波川河川運動公園管理事務所、雄勝体育施設、河南中央公園、押切沼公園、河南水辺の楽校公園、河南体育センター、河南室内プール、かなんパークゴルフ場、桃生勤労青少年ホーム、桃生スポーツ施設、桃生武道館、桃生農業者トレーニングセンター、桃生植立山公園、にっこりサンパーク、牡鹿清崎運動公園、網地島テニスコート、牡鹿交流センター
- 2 監査期間 令和5年8月24日から令和5年12月27日まで
- 3 監査対象範囲 前回監査終了時から令和5年7月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
スポーツ振興課（牡鹿地区体育施設）	収入事務 (令和4年度及び令和5年度)	<p>牡鹿交流センターに設置を許可している自動販売機の占用料について、算定を誤り次のおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定すること。</p> <p>また、過大徴収していた占用料については、速やかに還付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度占用料 <ul style="list-style-type: none"> 誤徴収額……19,518円 正徴収額……19,043円 過大徴収額……475円 ・令和5年度占用料 <ul style="list-style-type: none"> 誤徴収額……20,317円 正徴収額……19,327円 過大徴収額……990円
スポーツ振興課（桃生地区体育施設）	基本的事項	<p>郵便切手について、予算所属及び施設ごとに区分けし管理しているが、不足が生じた際に他の施設の切手を一時的に借用する取扱いが恒常的に行われてきたことにより、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のおり差が生じていた。</p> <p>今後は、切手の一時的な借用は行わないこと。</p> <p>また、使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便発送簿の残高 50,227円 ・郵便切手の残高 51,004円 ・差額 777円（現物過多）